

# 商工労働企業委員会会議記録

商工労働企業委員長 毛利 正徳

## 1 日 時

平成27年12月11日（金） 午後1時03分から  
午後2時58分まで

## 2 場 所

第6委員会室

## 3 出席した委員の氏名

毛利正徳、濱田洋、阿部英仁、木田昇、羽野武男、吉岡美智子、堤栄三

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

な し

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

商工労働部長 西山英将、企業局長 日高雅近 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第119号議案については、可決すべきものと賛成多数をもって決定した。  
請願12については、不採択とすべきものと賛成少数をもって決定した。
- (2) 政策条例の効果の検証について、デスティネーションキャンペーンについて及び大分県新エネルギービジョンの改定案についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。
- (4) 県内所管事務調査を平成28年1月19日に実施することに決定した。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

議事課議事調整班 主幹 堺田健  
政策調査課調査広報班 主査 上田雅子

# 商工労働企業委員会次第

日時：平成27年12月11日（金）13：00～

場所：第6委員会室

## 1 開 会

## 2 企業局関係

13：00～13：30

### (1) 諸般の報告

- ①大分県企業局第3期中期経営計画の中間見直しについて
- ②九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定の締結について
- ③芹川ダム水環境改善事業について

### (2) その他

## 3 商工労働部関係

13：30～14：45

### (1) 付託案件の審査

第119号議案 大分県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行  
条例の廃止等について

請 願 12 伊方原発の再稼働に反対する意見書の提出について

### (2) 諸般の報告

- ①政策条例の効果の検証について
- ②デスティネーションキャンペーンについて
- ③大分県新エネルギービジョンの改定案について
- ④TPPについて

### (3) その他

## 4 協議事項

14：45～15：00

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 政策条例の効果の検証について
- (3) 県内所管事務調査について
- (4) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**毛利委員長** ただいまから委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案 1 件及び請願 1 件であります。

ただいまから、企業局関係に入ります。

まず、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

**有瀬総務課長** それでは企業局の第 3 期中期経営計画の中間見直しについてご説明いたします。

お手元の資料の 1 ページをごらんください。

企業局では、平成 26 年度から 4 年間の計画期間とする第 3 期中期経営計画を策定し、持続可能な経営基盤の確立に向けて、取り組みを進めております。

この計画は、2 年ごとに中間見直しを行うこととしておりまして、このたび改訂素案がまとまりましたのでご説明させていただきます。

お手元に計画の改訂素案をお配りしておりますが、説明はこちらの改訂の概要資料で説明させていただきます。

初めに、I の計画の改訂についてであります。

今回の中間見直しは、まず、計画の前半、平成 26 から 27 年度の実績を踏まえまして、計画の後半、28 から 29 年度の具体的な取組及び目標指標の見直しを行うこと、2 つ目に、新たな要素に対する対応を行うこと、3 つ目に、中長期の経営見直しについて時点修正を行うことにしております。

今後のスケジュールにつきましては、今後、外部の有識者からなる経営評価委員会への説明や、パブリックコメントなどを経まして、来年 3 月には改訂案をまとめ、公表することとしております。

それでは、II の主な改訂内容についてご説明いたします。

電気事業では、1 の発電所リニューアルに向けた準備であります。

現行の計画では、大野川発電所のリニューアルに向けて、各種検討や基本設計、実施設計などを実施することとしておりました。

これに対しまして、計画前半の実績ですが、調整すべき抽出項目へ計画的に着手できたこと、また、基本設計を 1 年前倒して発注できたこと、さらには、FIT—固定価格買取制度の設備認定を受けるなど、予定していた計画を上回る取り組みを行うことができました。こうした前半の計画実績を踏まえまして、計画後半では、改訂案のとおり見直しを行いたいと考えています。

まず、大野川発電所の詳細設計の発注を 29 年から 28 年度へ 1 年前倒しすること、また、新たに水車発電機等の機器の発注を 28 年度に、土木建築工事の発注を 29 年度に行うなど、さらなる取り組みを進めてまいります。

また、大野川発電所に続きまして、新たに別府発電所につきましても、リニューアルの準備を進めていくことといたします。

次に、工水事業では、2 の給水ネットワーク再構築事業の完成であります。

現行の計画では、給水ネットワークの運用開始を平成29年9月から目指すとしておりましたが、計画前半で施設整備が進み、27年度末までに、目標を上回る70%の進捗が見込まれております。

このため、計画後半の改訂案では、給水ネットワークの運用開始時期を半年間前倒して、平成29年4月からとします。また、工業用水は24時間365日供給しているため、これまで隧道の点検ができていなかったのですが、ネットワーク運用開始後は、早速、既存の隧道の点検を行うこととします。また、この給水ネットワークの完成による大分県工業用水の安心、安全を、工水ユーザーを初め各方面にPRしていきたいと考えております。

続きまして、3の主な目標指標の見直しです。

(1)の発電所のリニューアルに向けた準備ですが、現行計画では、目標指標を「調整すべき抽出項目への着手率」としておりましたが、計画の前半において、抽出項目への着手が多く進んだこと、また、計画の後半では、新たに水車発電機や土木建築工事の発注を行うなど、今後ハード整備がより早く進んでいくことから、事業の着実な進捗を図るため、目標指標を「完了した工事等の割合」に変更するものであります。

次に、(2)の既存施設の活用等による再生可能エネルギー拡大の取組です。これは、再生可能エネルギーの拡大を目指して、北川発電所の水車ランナ新製工事で最大出力のアップを目標としていましたが、その後の固定価格買取制度による太陽光発電所の急増、九州電力の送配電線路の容量不足などから系統接続が困難となり、出力増加を図ることが困難となってきました。このため、目標を、「最大出力アップ」から水車効率を改善することによる「発生電力量のアップ」に変えまして、再生可能エネルギーの拡大に取り組むこととするものであります。

次に、Ⅲの中期経営見通しについてでございます。

その前に、平成28年度からの電気の売電契約について説明させていただきます。

電気の売電契約については、現行欄のとおり、九州電力と平成37年までの長期の電力受給契約を締結し、総括原価方式により算定された料金により九州電力に供給しております。このような中、新たな要素として、電力システム改革等により、平成28年度から卸規制の撤廃、電気の競争入札導入の促進が求められており、28年度以降の売電契約をどうするかが課題となっております。

現在、現売電契約を締結している九州電力とは、これまでも鋭意協議を行ってきている最中ではありますが、九州電力との途中解約に伴う解約補償金の問題、最近の電気の市場価格の下落傾向などが懸念されています。このような状況の中、企業局としては、長期的かつ安定的な健全経営の維持を基本に、今後、外部の経営評価委員会のご意見を踏まえながら、諸情勢、国、他県の動向等も注視して方針を決定していきたいと考えております。

次に、右側の平成26年度から29年度までの4年間の経営見通しについての時点修正でございます。

初めに電気事業であります。

現行計画の26、27年度の総収益は、左側の計画策定時は、九州電力と料金交渉中であつたため、総収益を少し厳し目に見込んでおりましたが、九電との交渉の結果、高く契約できたことにより、右側の計画改訂後の総収益は増加しております。

その結果、改訂後の純利益は28年度は1億5千万円前後を見込んでおります。

次に、その下の工業用水道事業です。

左側の現行計画では、給水ネットワーク完成後の新しい施設の減価償却費の増加を見込んで29年度から総費用がふえ、純利益が下がると見込んでおりましたが、他の工水施設の減価償却費が減少しており、差し引き、総費用はそれほど変わらず、例年並みの純利益を見込んでおります。

次に、2ページの今後30年間の長期経営見通しについてご説明いたします。

まず、電気事業についてですが、資料左側の中ほどのグラフは、26年度から今後30年間の事業費の見通しです。枠で囲んでありますのは、耐用年数等を踏まえた今後のリニューアルを計画している発電所でありまして、この費用を初め、今後30年間で約509億円の事業費を見込んでおります。

右下の内部留保資金の推移試算をごらんください。

現段階では、平成32年度に大野川発電所のリニューアルなどの事業費増に伴い、いったんマイナスに転じる試算となっておりますが、大野川発電所のリニューアル後は、FIT収入を活用して収入の増加を目指すとともに、アセットマネジメントシステムの活用により、コストの低減化や平準化を図っていきたいと考えています。

続きまして、3ページをごらんください。工業用水道事業です。

資料の左側の中ほどの事業費の見通しですが、給水ネットワーク再構築事業に係る事業費を初め、30年間で約371億円の事業費を見込んでおります。

右下の内部留保資金の推移計算をごらんください。工業用水道事業につきましては、期間中マイナスに転ずることなく推移すると見込んでおりますが、電気事業と同様にアセットマネジメントシステムを活用することにより、今後さらなる長寿命化やコストの平準化を図りたいと考えています。

以上で第3期中期経営計画の中間見直しについて説明を終わります。

よろしく申し上げます。

**長井工務課長** 九州地域において工業用水道事業を運営する事業者間で災害時等の相互応援に関する協定書を締結いたしましたので、ご報告させていただきます。

資料の4ページをごらんください。

1の協定書の名称は、九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書でございます。

2の目的は、「九州地域に及ぶ地震等の大規模な災害により、当地域の各工業用水道事業者の管理する施設が大規模に被災し、独力では緊急の復旧対応が困難な場合、各事業者が相互に連携することで災害復旧を円滑に遂行すること」としております。

平成23年に発生した東日本大震災においては、被災した宮城県に対し、愛知県、三重県等の工業用水道事業者による応援活動が実施されたところであり、九州地域においてもこのような応援体制が必要と考えたことから、このたび、相互応援協定を締結いたしました。

3の協定を締結した事業者は、福岡県、北九州市等の九州地域において工業用水道を運営する16事業者でございます。表中の下線を引いた事業者は各圏域の代表事業者であり、被災した事業者からの応援要請の内容をもとに、代表事業者間で調整を図り、その後、応援活動が実施されることとなります。

4の応援の内容は、職員の派遣、物資及び資機材の提供、そしてその他被災事業者から要請のあった事項としております。

締結日及び施行日は先月の11月5日でございます。

資料右側に例として、国東市工業用水道事業が被災した場合の応援フロー図を示しております。

今回の九州地域における相互応援体制の発足により、大規模災害時における工業用水道の早期復旧に向けた体制がより充実したものになったと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、昨年、大分市水道水での異臭味問題を受け、昨年12月の補正予算で前倒し実施した芹川ダム水環境改善事業について、現在の状況をご報告します。

資料の5ページをごらんください。まず、左下の図3をごらんください。

昨年問題となった2-MIBという異臭味物質については、昨年11月のピーク時に対し、本年は約300分の1で、異臭味問題は発生しておりません。ダム湖の水温も下がっており、本年については異臭味問題の発生はないと思われま

す。資料左上の枠の本事業の概要ですが、栄養分の多い河川水の流入により、ダム湖内で植物プランクトンが大量発生し、アオコの発生や昨年末のような大分市水道水の異臭味問題が発生しました。これを改善するため、その下の図1のような循環装置や、図2のような分画フェンスと循環装置等をそれぞれ矢印の位置に設置し、栄養分の多い水と植物プランクトンをダム湖の底へ送り込み、表層のプランクトンに栄養分を与えないことやプランクトン自体を光の届かない所へ沈めることで、増殖を抑えるようにしています。

堤体そばの①は、今年3月に稼働した仮設の装置で、その下、ダム湖上流部の②は、本年7月から稼働させた循環装置と分画フェンスでございます。それぞれ写真を右下に掲載しております。なお、①の仮設装置は、現在、本装置に置きかえる工事を行っており、来年3月から稼働予定です。

ただし、依然、アオコの発生が見られることや、気象の変動等によりダム湖の状態は大きく影響を受けるため、ダム湖でできる対策には限りがあります。本年7月、上流域の関係者で豊かな水環境創出芹川会議を設立して、水環境の保全を通じた地域づくりに取り組んでいます。下流の大分市でも施設の改良を行っており、今後も上流域の関係者や下流の大分市など河川全体を通じた関係者と情報共有等連携し、当面水質のモニタリングを行って、ダム湖の状況を注視していく予定です。

**毛利委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**阿部委員** 3期の経営計画の説明をいただいたんですけど、もうちょっとひら口で、何かわかりやすく言ってくれんかな。何を言っているのか、全然私はわからない。

例えば、電気事業と工業用水で平成26年からこの経営計画が始まっているわけでしょう。始まって、改定のところでころっと純益もそれぞれ上がっちゃうわけ。上がるんだったら早うからやればよかったよな。だから、打ち出の小づちか何かあって、ぼんとしたらぼんと上がってくるのかなというような、これだけ見ればそういう感じしか受け取れないんだけど、26年からやったんでこういうふうになったんだという、そういうところをわかりやすく教えてくれんかな。

毛利委員長 では、わかりやすく。

日高企業局長 私がわかっていることをお伝えするのが1番わかりやすいと思いますので、私から説明させていただきます。

毛利委員長 簡潔にね、わかりやすく。

日高企業局長 まず、収益のところに関心があるということですので、右側の図を見ていただきたいんですが、26年度からこの計画は始まったんですけども、この計画をつくったのが25年度なんです。25年度はまだ九電と契約しておりませんでしたので、単価を何ぼにするというのがまだ決まっていなかった。やっぱり心配ですから、我々は低目に見ていたんです。低目に見ていたら、26年度の契約は比較的高目の契約で締結できた。その差額があるので、この26年度の実績は高目に出ています。

阿部委員 それはわかりました。

日高企業局長 そのことを同じように適用していくと、見込みとしては、やっぱり28年度も29年度も同じように上がっていくんです。27年度は予算ベースですので、今これですけども、これは電気ですので、天候によって発電が違いますので、雨の量によってですね、そういうことで若干変動しています。というのが上の絵です。

もう1つ、左側の発電所を言ったのは、リニューアルという形が進みますと、FITの単価が適用できると。FITの単価は非常に高い単価で20年間保証がありますので、それを早くとりたいと思ってやっていたら1年早くとれたんで、できるだけ早くそれをやろうよというふうになりました。

まだ今その制度ありますので、その制度を大野川発電所に続いて別府の発電所にも広げていこうというのを始めたいという変更が上の。

阿部委員 これがFITですね。

日高企業局長 はい。それが電気の主な内容です。

それから、工業用水については、ネットワーク事業という形で今、いざというときにまとったときにこっちから、別系統からやる工事をしています。

それが順調にいついまして、それをちょっと早めたいと、時期を早めたいということと、でき上がったらすぐ点検活動に入りたい。あわせてその内容を積極的にPRして、工業用水の——我々ユーザーが逃げてしまうと影響がありますので、そこを何とか宣伝を、せんようにしたいと、そういう内容が主な内容です。

そういうことをやっていきたいということを改正の内容にしております。その2点。

阿部委員 工業用水と電気というのは、これはまた性格が違うでしょうから、工業用水もちょっと上げますよと簡単にはならんでしょうからね。

そうすると、今、27年度ですから、28年度、29年度というのは、これはあくまでこういうことをやればこうなるだろうという想定でしょう。

日高企業局長 工業用水については責任水量制という形で売る量が全部決まっています、使う使わないに限らずその料金をいただくことになっていますので、収入が余り変動することは今のところありません。撤退しない上で減らない。その中で必要な工事を計画的にやっていますので、このぐらいの経費ができるでしょうという見込みでした。

ただ、先ほどの説明で、29年度が下がる見込みだったのが上がる見込みになったんですけど、これをちょっと私どもが細かく計算していきますと、減価償却というのが出てく

るんですけれども、今大きな工事をしていますので、この減価償却が始まるので、29年度が下がると思っていたんですけど、ちょうどそのときに今まであった減価償却分が消えるというのがあって、相殺であんまり経費も変わらないんじゃないかということになったんで、29年度も安定した収益が図れると、そういうことです。

**阿部委員** はい、わかりました。

**毛利委員長** いいですか。ほかにないですか。

**濱田副委員長** 今、電力の状況はいろいろ入札制度とか、我々もちょこっとわかりにくいところが多いんですけども、今、中期計画の見直しの中で、いわゆる契約解消時、東京都が解約保証金を14億円、これは解約するために払ったということですね。

それから、現在は8円07銭で契約しておるんですかね。こっちのほうは、スポット市場では9.24円になるから、これはいいほうじゃないですか。悪くなるという情勢じゃなくて。その辺の説明をちょっと。

**日高企業局長** まず、解約保証金については、もともと契約をしていますから、契約を途中で打ち切ったらその分の保証をしてくれという形で、東京都は実はもっと大きい額を申し出たんですけども、最終的に裁判所の調停で決まった額が東京都の場合14億円。東京都は、実は期間が5年間で14億円でした。大分県は10年間ですから、その2倍残っています。それから、東京都の発電よりも大分県の発電は2倍の発電量がありますから、これを大分に引き直すと結構大きな額になることが予測できます。そういうのが解約保証金の問題です。

それから、市場価格については、実は東京都が入札した価格はもっと大きい価格で、高い単価で契約できています。現時点ではですね。ところが、それがどんどん下がっている状況にありまして、今、原価額と連動して下がっていますので、そのスポット価格が9.24円まで下がっているんで、8円07銭にしては高いんですけども、驚くほど高いほどの単価はなかなか期待できないんじゃないかという形で、そういうのを勘案しながら、より安定した経営という観点では何がいいのかというのを最終的に決めようとしています。

**濱田副委員長** いやいや、例えばね、今、九州電力と大分県の企業局で契約しておる。今度は、解約というのは、別のもっと高いところに売りたいために解約するんでしょう。そのときに解約保証金が発生すると。だから、そういう状態がなければ契約は続いていくということですよ。

**日高企業局長** 私どもは契約を持っている状態です。この契約が無効になるわけじゃなくて、契約を持っている状態ですので、この契約をずっとやることもできます。

もう1つは、解約して新しい入札に移行したらどうかというような話もありますので、そういう手段をとるという選択肢もあります。でも、そういう場合には、解約保証金ということも考えていかなきゃいけない。それから、いろんな情勢の変動は大きく変わりますので、こういうことをしっかり見極めていきたい。この2つの方法の中でどちらがいい方法を選ぶかということは今検討して、ことし決めていくことを考えています。

**毛利委員長** いいですか。

**濱田副委員長** はい。いいです。

**毛利委員長** ほかにございませんか。

**堤委員** 大野川と芹川の大規模改修で、電気事業の部分を見たらかなり内部留保が減ると

いう状況になっている。芹川が終わった後、急に内部留保が伸びているよね。これを見ると、それ以降は大きな改修は当然ないから、それだけかなり利益が出るのかなど。そういう状況をちょっと教えてほしいのと、工水のほうは平準的な改修は例年やっているみたいだけれども、内部留保が結構ランダムに下がったり上がってきているよね。これと事業費の見通しね。工水であれば30年間で371億円でしょう。この表を見ると大体平準みたいになっているんだけど、こっちの工水の内部留保は下がって、ずっとランダムに上がったり下がったりするのが大きいんだよね。ここら辺の関係というのはどうしてなのかわかんないのが1つ。

それと、これで見ると、長崎県は多分、工水持っていないよね。なぜ県が持っていないのかわかれば、そこら辺の状況をちょっと教えて。

**有瀬総務課長** 2ページの電気のほうなんですけれども、最初の見込みが大野川でかなり金額がふえまして、また急激に上がっていくというのは、大野川発電所が既にFITの認定を受けておりますので、それが8円から24円ということで3倍近く単価が上がります。大野川発電所については県下の総発電量の4分の1を占めておりますので、そういった面ではかなりの金額の増が見込めるという形で、芹川についても40年ほど使っても、また復活して、FITの大野川発電所の収入増を見込んで、上がっていくという見込みでございます。芹川についてはまだFITの認定を受けておりませんので、認定を受ければさらにもっと角度が急激になるというのが予想されます。

それから、3ページのほうなんですけれども、先ほどの371億円というのは累計の金額でございます。3ページの右側の上のほうが建設改良費のマイナスが出るほうでございます。例えば、給水ネットワークですから30億円、40億円というふうにならざるを得ないという状況でございます。これに伴って、下のグラフの上下が平均という状況になっております。

いずれにしても、アセットマネジメントとかを踏まえまして、なるべく平準化、長寿命化を図っていきたいというふうに思っております。

**毛利委員長** はい、もう1点。

**長井工務課長** 長崎県がなぜ工業用水を持っていないかということなんですけど、申しわけありません、その辺の理由というのはちょっとわかりませんが、長崎県では3市1町で工業用水をやっております。多分それぞれの自治体が企業誘致とか、その必要性に応じて工業用水の需要がふえたんだろうということしか今のところわかりません。

**堤委員** 電気の関係で、芹川でFITがきちんとなれば、もっと急激に上がってくるという説明だったんだけど、仮に——単価はわからんからな、今やったら。仮定の話でも、どれぐらい上がるかというのはわからん。

それで僕が言いたいのは、多分内部留保の使い方は、県政貢献か、この16ページのやつでこうしているのがそうでしょう、ここにも書いている。県政貢献については、基本的にこの中身は今までとこれからというのは変わっていないでしょう。

**有瀬総務課長** 基本的に今のところ4年間の後半の2年間は今までどおりやっていきたいというふうに思っております。

**堤委員** それ以降、増額の検討は可能性があるということ。

**日高企業局長** 可能性ということですので、ちょっとなかなかお答えしにくいんですけれ

ども、まず、水力発電事業をやっておりますので、この水力発電の施設が全部老朽化してきておりまして、この水力発電の事業を次の時代まで引き継いでいくというのが我々にとって1番大事な使命になるのではないかと。その中で、設備を新しいものにかえていくわけですから、かえることによって量もふえていく、まずこういった対応をやっていくことが我々にとって1番大事な使命だろうと思っています。その上で、今ある固定価格買取制度を今からも継続して、24円という単価が20年間保証されるようなことを維持できるのであれば、そこで大きな利益が見込まれるようになりますので、そのときはそのときの状況でまた判断をできるんじゃないかというふうに考えております。

**毛利委員長** ほかはよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

**毛利委員長** ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** 別にないようでありますので、これをもちまして企業局関係を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

商工労働部が入室しますので、いましばらくお待ちください。

〔企業局退室、商工労働部入室〕

**毛利委員長** これより商工労働部関係の審査に入ります。

**西山商工労働部長** 商工労働部長の西山でございます。

委員の皆様におかれましては、商工労働行政を初め県政の諸課題に対し、ご指導、ご鞭撻、ありがとうございます。これからもよろしくお願い申し上げます。

本日は、付託案件1件、請願1件、諸般の報告4項目をご説明させていただきます。

また、岡田労政福祉課長が身内にご不幸がありまして、本日欠席とさせていただいておりますが、ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**毛利委員長** では早速、付託案件の審査を行います。

第119号議案大分県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止等についてですが、大分県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止とともに、大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正もあわせて提案されているため、総務企画委員会に合い議をしておりますことを申し添えます。

**工藤情報政策課長** 第119号議案大分県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止等につきましてご説明します。

委員会資料の1ページをお願いいたします。

本議案は、公的個人認証サービス制度の法改正に伴い、県の関連条例を廃止並びに一部改正するものでございます。

公的個人認証サービス制度とは、インターネット上で電子申請などを行う際に、成り済ましや改ざんを防止し、厳格に個人を特定する電子証明書、紙文書の申請における印鑑証明書に当たるものを発行する制度でありまして、国税の電子申告などの手続で活用されております。

お手元の商工労働企業委員会資料の1ページをお開きください。

概要をご説明いたしますと、概念図左側が現行の電子証明書の発行等の流れでございます。左下の住民が市町村の窓口で発行申請を行うと、本人確認の後、都道府県知事の発行する電子証明書の交付を受けることができます。①から④の流れでございます。

現在、都道府県知事の事務は、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISに委任しており、その発行手数料の徴収については、市町村に委任しております。

次に⑤から⑦の流れでございます。現在、電子申請などで電子証明書を受け付けた署名検証者と呼ばれる税務署などは、その電子証明書が有効であるかどうかを都道府県知事に確認することとなっておりますが、こちらも同じく都道府県はJ-LISに委任しております。

これがどのように変わるかといいますと、概念図右側が法改正後の流れでございます。

今回の法改正により、都道府県が行うこととされていた認証業務をJ-LISが直接行うこととされました。つまり、図の左上にある円柱形の中から都道府県が消えるというものです。

これに伴い法律の施行に関し必要な事項を定めた県条例の廃止を行うとともに、電子証明書の発行手数料の徴収を市町村に委任することを定めた県の事務処理の特例に関する条例から、該当箇所を削除するというのが今回の議案でございます。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**毛利委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**濱田副委員長** これ、現在までの請求件数は大体年間にどの程度あるんですか、もらう人は。

**工藤情報政策課長** 請求件数は国税等のやつなんで、はっきり把握しておりませんが、住基カードというカードに電子証明書を格納するんですけれども、県内で今6万枚ぐらい発行されております。

そのうち電子証明書を格納しているのが3万枚ぐらいということなんで、全体で申しますと3%ぐらいの方が電子証明書をご利用になっていただくというふうなことになると思います。

**濱田副委員長** もらったやつの活用というのは、どんなときに使うんですか。

**工藤情報政策課長** 今ご説明しましたように、主に税の確定申告等で、e-Taxと申しまして、コンピューターで確定申告を行う際に、本人の確認を行うために使うというのが1番多いような。

**毛利委員長** いいですか。

**濱田副委員長** はい。

**毛利委員長** ほかに。

**堤委員** マイナンバー法の施行と、この都道府県知事がなくなるとJ-LIS一本になるという、この関係というのはどういうこと。

**工藤情報政策課長** 関係と申しますと、通知カードが県内でも順次配達されておりますけれども、今の住基カードに格納されている電子証明書が住基カードから順次マイナンバーカードにその役目が切りかわりますので、今後はマイナンバーカードにこの電子証明書を

格納するというようなことになります。

**堤委員** それはわかるんだけど、都道府県知事をわざわざ介してやっていたのを、今度は都道府県知事をなくすわけでしょう、J-L I S一本にさせますよという法律でしょう。

だから、なぜ都道府県知事の関与を廃止したの。

**工藤情報政策課長** これまでも規定上は都道府県知事がやる事務になっていたんですけど、実質はJ-L I Sがやっております、実質の事務の流れにほとんど変更はありません。マイナンバー法の制定に際しまして、J-L I S法というのができまして、法律上J-L I Sが法人格を持った地方共同法人というものになりましたので、その業務として電子証明書の発行を法的に位置づけたというようなことになるんじゃないかと。

**堤委員** では、J-L I Sが法人格を持って、確定申告なんかで証明書を発行するわね。そのときに秘密の漏えいの対策というのはどうなんですか。

**工藤情報政策課長** この電子証明書の発行に関する業務はL G W A Nと申しまして、地方公共団体がつながれております閉じたネットワークの中でやることになっておりますので、一般のインターネット回線を通じてやりとりするというものではありません。そういった外部からの侵入はネットワーク上切り分けられているということで整理されておりますので、この辺は大丈夫だと思います。

**堤委員** はい、わかりました。

**毛利委員長** いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

総務企画委員会の回答は、「原案のとおり可決すべきもの」であります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**堤委員** マイナンバー制度を活用するということはね、情報漏えいの問題をさっき言ったけれども、なかなかそれも厳しいと思いますので、私はこれについては反対いたします。

**毛利委員長** それでは、ご異議がありますので挙手により採決いたします。

第119号議案については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**毛利委員長** 賛成多数であります。

よって、第119号議案は原案のとおり可決されました。

次に、請願の審査に入ります。

請願12伊方原発の再稼働に反対する意見書の提出について執行部の説明を求めます。

なお、請願内容の一部に防災計画に係る部分があるため、福祉保健生活環境委員会に合い議をしておりますことを申し添えます。

**工藤工業振興課長** 請願12伊方原発の再稼働に反対する意見書の提出についてご説明いたします。

お手元の請願文書表の6ページをお開きください。

伊方原発については、世界で最も厳しいと言われる新しい規制基準で審査され、本年7月にその審査書が決定されました。その後、愛媛県から四国電力に要請していた国の基準

を上回る安全対策が実施され、10月には、愛媛県知事を初めとした地元同意がなされたところでは。

県としましては、引き続き、国及び四国電力には、伊方原発の安全対策を強化していただきたいと考えています。

**毛利委員長** 以上で説明は終わりました。質疑はございませんか。

**堤委員** この種の請願はこれまでも何回か出ておりますけれども、さっき原子力規制委員会の話があったけど、この中で委員長自身も絶対の安全はないというふうに発言したりとか、地元安全神話を卒業しなきゃならないとか、そういう発言もしているよね。田中委員長自身もそういう危険性はあるということは当然認識はしているわけ、これは。

もう1つ重要なことは、福井の地裁で画期的な判決が出たよね。大飯原発に係る判決なんだけれども、来る前にもう一遍読んでみたんだけど、生存を基礎とする人格権が極めて広範に奪われるという事態を招く可能性がある、地震に対する備えも脆弱なものであることなどを指摘して、原発の抱える危険性を明確にしたという、こういうふうな判決の趣旨になっているわけね。

こういうものについて、大分県も当然調査研究はしたと思うんだけど、そこら辺の県としての認識は何かあるかな。判決等に対しては。

**工藤工業振興課長** 判決等に対してのコメントは特になんていっていいんですけども、基本的な姿勢は同じでございまして、基本的には、国のほうで基準を定めまして、その基準に適合したかどうかというところを慎重にご判断いただいた、その結果を受け入れるといいましょか、従うといいましょか、そういう立場でございまして。

**堤委員** この請願の趣旨というのは、非常にそういう危険性があると、そこは県と認識が違うのかな。そういう危険性があるって、いまだに福島事故では収束もしていないという状況の中で、再稼働はやっぱりやめるべきだというふうな明確な方向性を持った請願だというふうに思うんですね。この中でも、もう1つ僕が心配するのは、再稼働をしていく中で高レベル放射性の廃棄物は当然たまってくるよね。その処理もまだ決まっていなわけでしょう。だから、仮に伊方がそうやって来年春にでも3号機を再稼働した場合、そういう対策もきつくないままやってしまうという、核のごみがたまってしまうわけね。そういう問題については、県というか国の対策なんだけれども、そういうのも含めて県は考えていかないかんのじゃないかなというふうに私はやっぱり思いますよ、これは。ぜひそういう点で県としても考えていただきたいし、危険というのは絶対払拭はできない。田中委員長も言っていたとおりの形だというふうに思いますのでね、ぜひそういう立場で立っていただきたいというふうに思います。部長、何かあれば。

**工藤工業振興課長** 必要なそういった安全対策に終わりはないといいましょか、そういった部分はあるかと思っておりますので、必要な部分は国、あるいは愛媛県を通じて意見は申し述べていきたいと思っております。

**堤委員** 最後に1つ。安全対策工事やるやんか。県知事が表明したのは、本来は年末までにできる予定だったけれども、来年以降にちょっとかかるような可能性があると。規制委員会というのは、そういう安全対策の方向性がどういうふうになりますよというのが出れば、許可というのは基本的におろすわけでしょう。だから、規制委員会が許可を出したというのは、本来、工事ができた後出すべきだと思うんだけど、逆にになっているわけね、

今。そこら辺はどうしてなの。

**工藤工業振興課長** ちょっと正確には承知しかねるんですけども、ただ、つくるべき安全対策のフレームといいましょうか、それをつくった後に、設計のと通りの工事ができているかというのをやって、それをまた再度確認するという、私の個人的な意見ではございますが、要は2段階で確認しているのではないかというふうに思っております。

**堤委員** 平行線だからいいです。

**毛利委員長** いいですか。ほかに。

**濱田副委員長** この件は一般質問や、あるいは過去にもこういう請願、陳情等もありましたけれども、我々としては、いざ事故が起きた場合、この危険性というのは本当に末代まで及ぶ可能性もあるということは十分認識はしております。しかし、今、政府がいわゆる電力事情等を考慮しながら、逐次原発については削減をしていくという方針をとっております。我々はそういう方向で、もちろん安全性の確認等が1番大事なことでありますけれども、やっぱり逐次削減をしていく。

今回、伊方の場合は、町長、それから議会、あるいは県議会、県知事、あわせて一応再稼働という方向に向いておりますので、十分に安全性を確認をして、私は再稼働は国の方針等を含めて賛成をするものであります。

以上です。

**毛利委員長** ほかに。

**阿部委員** これは前回の議会のときも審議したんじゃないかな。工藤課長、どうなんですか、9月議会のときにもうここで再稼働に反対……（「提案者が違う」、「中身は大体一緒」と言う者あり）提案者が違うわけでしょう。だから、提案者が違うと、表題のこういうことはその都度その都度出してきた時点で審議をされるわけ。（「そうでございます」と言う者あり）ということであれば、やはり、最大限安全性に対してはお願いをいたしておりますということをもた3月議会でも出るんでしょうから、その都度こういうふうに再確認をずっとしていけばさ、ここで終わってしまうわけじゃないので、再度こういうふうなやりとりをしていけば、これは決して悪いことじゃないなど。

**毛利委員長** ほかに。よろしいですか。

**堤委員** いいですよ。いろいろあるけど、もういいわ。

**毛利委員長** ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

福祉保健生活環境委員会の回答は、採択すべきものであります。

本請願は、採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**毛利委員長** ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**毛利委員長** 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条第1項の規定により委員長が可否を決します。

委員長は、不採択と裁決いたします。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

なお、報告のうち、政策条例の効果の検証については、おおいた元気創造検討会議から、所管する議員提案条例について執行部より状況説明等を受け、委員会としての意見を同検討会議に報告していただきたいとの要請を受けておりますので、活発な質疑をお願いいたします。

**武藤商業・サービス業振興課長** お手元の資料の2ページをごらん願います。

議員提案による政策条例の効果について、執行部の説明を求められておりますので、大分県小売事業者等によるまちづくりの推進に関する条例についてご説明します。

資料の2ページをごらんください。

本条例は、小売事業者等が、まちづくりの推進に努めるとともに、商工団体等が行う活動に積極的に参加し協力する気運を高め、地域の健全な発展に寄与することを目的に、平成19年4月に施行されました。

この条例制定の背景には、地域におけるコミュニティの希薄化に加え、県内に進出する大規模小売店舗などが、地域のコミュニティ活動の中心的な役割を果たしてきた商工団体に加入しないなどの状況があったことによります。これにより、小売事業者等の連携がとりづらくなり、結果として健全な地域の発展が阻害されるという危機感が生まれました。

そこで、商工団体等に加入してもらうことで、その地域の小売事業者が力を合わせ、一致協力のもと、新たな時代にふさわしい真に魅力あるまちづくりを進めようではないかとの考えがありました。

条例に基づく取り組みとしましては、市町村、商工会、商工会議所等の関係者が集まる会議等を活用して、条例の周知を図っています。

また、商工労働部長名の文書により、団体等に加入していない小売事業者に対し、まちづくり活動への協力をお願いするとともに、地域で連携したまちづくりを促進するため、商業団体等への加入を依頼しています。

なお、文書の送付先については、事前に商工会、商工会議所等に照会するなどして、加入促進活動を後押ししています。

さらに、大規模小売店舗立地法に基づく新設店舗の届出者に対しては、届出時及び審議結果通知の際に、条例の周知及びまちづくり活動への協力を依頼しています。

これらに加えて、26年度から大分商工会議所の商業部会、県商店街振興組合連合会等とのまちづくり推進に向けた意見交換も積極的に行っており、大規模小売店舗等を巻き込んだまちづくりを目指しています。

このような取り組みの効果としまして、まちづくり条例の趣旨を説明しながら会員加入を働きかけている積極的な商店街も出てきています。

また、大規模小売店舗等についても、商工団体への加入を初め、地元企業や地域住民と一緒にイベントを開催するなど、まちづくりに積極的に関わっている事例もふえています。

課題としましては、地域の小売事業者の経済活動等が地域の活性化に果たす役割は益々大きくなっていることから、継続的な条例の周知とあわせ、各商工団体の魅力ある組織活動と、積極的な加入促進活動が不可欠です。まちづくりに対する意識が低いといわれる大規模小売店舗等に対しても積極的にまちづくり活動への協力や団体加入を働きかけること

が必要です。

県としては、今後も、条例の周知に努めるとともに、県や市町村の商店街振興施策等を通じて、商業団体の自主的な加入促進活動を後押しします。また、地域の小売事業者に加えて、大規模小売店舗等が積極的にまちづくり活動に参加する気運を高めていきたいと考えています。

**倉原商工労働企画課長** おんせん県おおいたDCの経済波及効果について、ご説明いたします。

資料の3ページをごらんください。

7月から9月に開催したデスティネーションキャンペーンについては、議員の皆様を初め、12万人のおもてなしサポーター、関係者の皆様など、多くの方々のご協力のもと、無事終了することができました。

また、11月26日に開かれたDC実行委員会において、効果等の報告が行われました。今回のキャンペーンでは、5つの効果があったとされております。

1つは、素材磨きなど地域の観光意識の向上です。

キャンペーン期間中の特別イベントを初め、地域における素材の発掘や磨き上げ、アートなど新たな活用も進められました。

2つ目は、地域間や事業者間の連携促進です。

市町村の枠を超えた広域観光の推進や、分野や業種を超えた料理、土産物などの開発、交通機関などとの連携が促進されました。

3つ目は、県民総参加のおもてなし機運の醸成です。

12万5,440人のおもてなしサポーターの協力や銀行、コンビニエンスストアなどでの観光案内など、県民のおもてなし意識の向上が図られました。

4つ目は、全国の旅行会社等とのネットワーク形成です。

全国に向けた情報発信や地道なセールス活動の成果として、今後の商品企画や販売促進につながる全国の旅行会社とのネットワークができました。

5つ目は、観光客数の増加です。

キャンペーン期間中の7月から9月における観光客数は、対前年比で宿泊客が109.1%、観光施設入場者が126%と大きく増加しました。経済効果につきましては、次のページをごらんください。

観光客数の増加による経済波及効果を民間調査機関に委託して推計したところ、キャンペーン開催に伴う県内需要額、いわゆる直接効果が82億2,033万9千円、直接効果を産み出す原材料を生産するために各産業に派生する第1次間接波及効果が30億3,387万5千円、生産過程で発生した雇用者の所得が家計消費に回って新たな需要を誘発する第2次間接波及効果が20億5,982万2千円と算定されました。

算出された直接効果に第1次間接波及効果、第2次間接波及効果を加えた合計額133億1,403万6千円が、キャンペーンの経済波及効果となります。このうち、112億7,913万2千円が国内観光客による経済波及効果、20億3,490万4千円が訪日外国人による経済波及効果となります。

今後は、デスティネーションキャンペーンの効果がもたらした資産を、しっかりと次の取り組みにつなげながら、地域活性化に一層力を入れていきたいと考えています。

以上でございます。

**工藤工業振興課長** 大分県新エネルギービジョンの改定案についてご説明いたします。

資料の5ページをごらんください。

大分県新エネルギービジョンは、大分県エコエネルギー導入促進条例に規定する基本計画であり、平成14年3月に策定し、平成23年3月には第一次の改定を行っております。現行のビジョンが来年28年3月末で終期を迎えることから、現在、28年4月から始まります新たなビジョンの策定を進めているところです。

現行ビジョンのもとでは、地場企業や地域などを対象とした新エネルギーモデル事業などの補助制度やファンドへの出資などにより、地熱・温泉熱発電や小水力発電を初めとするエコエネルギーの導入に取り組んでまいりました。その結果、1年前倒しで、目標を達成することができたところです。

こうした成果を踏まえ、新たなビジョンでは、エコエネルギーの導入推進といった、これまでの取り組みを引き続き進めていくことに加え、ICTや制御技術などを駆使し、特に、エコエネルギーを活用した産業振興や地域振興に資する取り組みを推進していくこととしております。

次に、資料の6ページをごらんください。

取り組みとしましては、エコエネルギーの導入推進、省エネルギーの推進、そして、自然環境と調和したエコエネルギー地産地消型社会の志向、下支えするエネルギー産業の育成という4つを柱に据えたいと考えています。

目標につきましては、ビジョン全体の進捗を管理するため、エコエネルギー活用率という指標を新たに設けたいと思っております。エコエネルギーの導入量をプラスの方向で後押しするとともに、エネルギーの消費量については、省エネのほか、地場企業によるエコエネルギーの地産地消を進める取り組みなどを支援し、減らす方向で後押ししていくという両面の取り組みを組み合わせ1つの指標としたものです。

具体的な目標値としまして、現状33%の活用率を、平成36年度には51%に引き上げたいと考えております。

今後につきましては、年明け1月に、素案のパブリックコメントを実施し、3月には現在検討中のビジョンを改定したいと考えております。

以上でございます。

**倉原商工労働企画課長** 大筋合意に至ったTPPについてご説明いたします。

資料の7ページをごらんください。

概要にありますとおり、12カ国が参加したTPP、環太平洋パートナーシップ協定交渉が10月5日大筋合意に至り、その結果、世界経済の約4割、人口8億人という広大な経済圏が誕生する運びとなりました。

このTPPの内容につきましては非常に広範な分野にまたがっておりますので、その中で、中小企業がどうやってこれを使いながら海外展開をするかといったあたりをご説明したいと思います。

この大筋合意を受けまして、11月25日に政府から総合的なTPP関連大綱が策定されました。これは、中小企業の海外展開、農林水産業の成長産業化に向けた体質強化対策、不安払拭に向けた経営安定対策といったものが主な内容となっております。

T P Pが中小企業の海外展開に与える影響の代表的なものを真ん中に、影響という形で載せております。完全撤廃もございますし、原産地規則の中で、それぞれの企業が付加価値を足し上げた分を全部積み上げていけるといって完全累積制度の導入。また、通関手続が48時間以内といった通関手続の円滑化等々がございまして、全体的には、そういう幅広い域内でのルールが定められ、投資やサービス分野など広い範囲での連携が進むものと捉えております。

商工労働部では、県内の企業約50社に対してT P Pの活用を聞き取ったところ、総じて、国内への出荷増への期待、つまり取引先が輸出を拡大することで自社の受注量がふえるといった期待が多く、また地域産品、これは関税撤廃をプラスと捉えて、地域産品などを積極的に海外に展示、輸出したいという期待が聞かれたところです。

県といたしましても、右側でございますように、ジェトロ等と連携しながら、海外市場の動向調査、調査を踏まえた商品開発、販路開発、こういったところで、県内企業に対する総合的な支援をさらに整備していきたいと考えております。

いずれにしても、これから具体化される国の対策をしっかりと活用して、県内産業の活力向上を図ってまいります。

以上でございます。

**毛利委員長** 以上で説明は終わりましたが、冒頭に申し上げたとおり、この政策条例の効果の検証について、検討会議からぜひ意見を出していただきたい、提出していただきたいということがありましたので、ぜひご質疑のほうをよろしく申し上げます。

**阿部委員** できれば1つずつ言っていた方がいいんじゃないかと。4つ挙げられたら、最初聞いているときに、これ聞きたいなと思っていたの忘れちゃって。

ちょっと2点ほどですね。最初の小売の事業所でまちづくりの推進に関する条例は日にちが書かれているように、平成19年に施行しているわけですね。先ほど、小売店もさることながら、大規模店とか、そういうところにもまちづくりの推進に関して参加協力を呼びかけていきますというようなお言葉があったんですけどね、現況においては、小売店の皆さん方は長年の歴史を持って今日までしているところも多々ありますから、これは当然先頭に立ってやられておられると思うんです。後発的に出てきた大規模店とか、それからコンビニね、そういうところへの働きかけというのが今1番大事なことになってきているんじゃないかなというふうに思うんですが、そういうところに対する働きかけを積極的にやっていきますだけの言葉で終わっちゃっているんですよ。平成19年に始まっておれば、そういうところに対してはどれぐらいの数で、それぞれ地域分けができれば、それがブロックでも構いませんが、豊肥なら豊肥とかそういう地域で、こういう大規模店が、具体的にイオンとか何とかそれぐらいの説明がなされてもいいんじゃないかなというふうに思います。今わからなかったらまた後ほどでも結構ですが、もしそれがわかれば。

特にずっと展開してきたのがコンビニです。コンビニの性格というのはまた随分違いますが、それがあがるために1つの、あれはすごく利便性が高まっておるとい部分もありますので、そういうところも含めてどれぐらいの参加があっているのか、そういうところも説明できればお聞かせいただきたいと思っております。

それと、2点目のDCなんですけど、私はDCに対して物すごく大きな期待を持っていたんですよ。夏の期間、全国のJ Rが一斉に取り組むことによって、この大分の発信を

積極的にやってくれると、そういうことで、私が知るところは県のほうは1億円をそのDCに出して、人材もお互い交流しながらやって、準備期間を設けながらやってきたと思うんです。私が個人的に思うのは、残念ながら東京に行ってもどこに行っても大分のPRというのは余り見ない。大分県内では、先ほど言ったように、イベントを初めいろんなことがやられた。その経済効果はこれぐらいであるということですけど、例えばDC、先般やったばかりですよ。すぐにそんだけ経済効果は出るのかなという思いがしますし、我々、その間も県外調査に随分行きました。県外調査に行って、駅のどこにあるかというのをみんな手分けして探し回っても余り見つからない。

例えば、東京に行って山手線の中へ入っても入り口のところにちょこっとあるだけ。もう済んだことですからそれはいいんですが、これだけの経済効果があるというんなら、私はJRを相手にしなくても、これを1つの契機として、そこまでに至らなくても、これに似たようなことをやれば、例えば、今度はJRでなくてJTBを筆頭にここに支店を持っている旅行会社は全部参加してやってくださいよと、そういうものもやっていただく、それでも私はある程度経済効果は出てくるんじゃないかなと。これを契機にいろんな施策が考えられておるのかどうか。今、DCの効果の説明ですから、それはいいんですが、これを踏まえて、これから後どういうふうに展開していこうとされているのか。これはこれで終わりです。だから、新たにまたということなのか、そうではないと思いますので、そのところをちょっと突っ込んだ説明もいただければ。この2点お願いします。

**武藤商業・サービス業振興課長** まちづくり条例に関する質問ですが、委員おっしゃるように、コンビニ、それと大規模店舗で大きなプラスがございます。先ほど申しあげました部長名での文書につきましては、今年度につきまして約190の事業所の本店等に出しておきます。これのフォローについては、商工会議所、地元の商工団体、それと市町村が並行して行うということになっております。それに県も一緒にいきましょうということがございます。

具体的な事例としては、直近の事例としては、例えば、個店のお名前を申し上げますけれども、JRのおおいたシティが大分の商工会議所に加入して、なおかつ、市内のまちづくりの団体のほうにも出資・加入したというふうに報告を受けており、そういうものをふやしていくということがございます。

それとことしに入りまして、ちょっと具体的に今名前出ておりませんが、大規模店舗も含めて約60ほどの加入が出てきたということがございます。その中にも大規模店舗が入っているという状況でございます。

**阿部委員** またそういう資料ができるものであれば、資料をつくってください。それを目安にして、これからいろんな議論を展開していかなければ、こういう方向がいいとは思いますが、こういうことをというぐらいで終わっていたんじゃ議論の先行きはありませぬのでですね。そこのところはよろしくお願いします。

**毛利委員長** 資料作成を強く要望します。お願いします。

**倉原商工労働企画課長** デスティネーションキャンペーン関係でございます。

今、委員ご指摘のとおり、これで終わりではなくて、これを契機として、さらに新たな観光客対策ということを企画のほうも考えておりますし、商工労働部としましても、特に国外からのお客様が7割以上ふえているというあたりにインバウンド対策とか、そういっ

たところにさらに今後力を入れていながら、誘客増は企画でも取り組みがあると思いますが、商工労働部としてはいかにたくさんお金を使ってもらおうかといったあたりを、インバウンドを中心にしながら今後のいろんな施策を考えていきたいというふうに思っております。今後、国民文化祭、またラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック、結構大きなイベントが続きますので、それに合わせながら、大分にさらにお客さんに来てもらいお金を落としてもらおうという取り組みを進めていきたいというふうに考えています。

また、先ほどポスターの件が出ましたけど、実績としましては、1万枚のポスターを1,300の駅、旅行代理店等々に配っているというのは確認したんですが、やはり張る場所まではなかなか指定できなかったというのが正直なところですよ。

以上でございます。

**阿部委員** 我々、選挙でも1万枚ぐらいつくりましますからね。1選挙区ですね。それを全国に1万枚配ったって、それは見えんわね。それで見つからなかったのかなと思いますが、ちょっといいですか。

観光が、部局の中では、企画振興部に入っているんですよ。そこで、我々は今そういう説明をされるんですよ。観光のインバウンド等々の問題も、企画に行くのか商工労働に行くのかということもあるんですが、今おっしゃった商工労働部でつかんでいるイベントとすればラグビーのワールドカップ、その前の国民文化祭だと、こういう県が決めたことをさらっと言っている。そのほかにいかに大分に持ってくるかというような事柄までは、ここはつかんでいない。観光・地域局もどこまでつかんでいるのか。情報共有がもしあるとするなら、もう少し私はあっていいんじゃないかなと。

1つには、来年の6月にライオンズクラブの国際大会が福岡であるんですよ。福岡市が開催地なんです。これは全国じゃないですよ。日本は全国から集まりますけど、6万人の大会で、その大会に世界各国から7千人ぐらい来るんですよ。1週間から10日にわたって大会があるわけですね。その大会をできるだけ観光・地域局と一緒にあって、大分県も各県とブースをつくって、ぜひ大分に来ていただくというような運動展開を今やっているんですよ。大分に来る、大分でイベントがある、そのイベントだけが目安に観光客をふやすんじゃないで、大分はしょうがないですよ、福岡空港におり立つわけですから。その福岡空港におり立った、福岡のいろんな国際会議の客をどう大分にとってくるか、大分に来させるか、そして、大分の温泉につからせて泊まらせるかというのが大事なんでね。そういうあるところだけを捉えてやっていたんじゃ数は少ないですよ。熊本のコンベンションとかから、いかに引きちぎって大分にとってくるかというぐらいまで積極的にならなきゃいかんと思います。

それと、さっきJRおおいたシティが出たんで、ちょっとつけ加えさせていただきますけど、実はJRおおいたシティにテナントが随分入ったんですよ。そのテナントには商工会議所に入ってまちづくりもぜひやっていただきたいと思いますんですが、ほかの郡部だったら商工会に入ってください、これも大事なんですけどね。もう1つ、食品衛生、食中毒を出さないように食品衛生協会とかいろいろあるわけです。そこに入ってくれと、私もJRおおいたシティ社長等をお願いして各テナントを回ったけど、どこも入らないんですよ。入らない。そういうような事柄がやはり大事なことに繋がってくるんですよ。やはりそういう

大きなテナントが食中毒を出したといったら、もうJRおおいたシティは閑散となってしまふ。そういうような、1つのところだけでこれをやればいいというのではなくて、まちづくりの中にはどういう活動があるのかという流れもぜひつかんでいただきたい。

そのところで加入をしていただく努力、これを総合的にやっていかないと、この部門に入ったからいいよということではつながらんと思いますので、これはつけ加えて、お願いをしていきたいと思います。

**毛利委員長** 要望でいいですか。

**阿部委員** 要望でいいです。

**濱田副委員長** 関連でいいですかね。同じようにこのまちづくりの条例。

さっきあったように、平成19年ですか、もう8年、9年たっています。前はこれ、大店法、大規模小売店舗法があって、そのときは必ず入れよったんですね。私も商工会長を長うやりましたから。例えば、どんなやり方でやるかという、地元の会員より会費を特別に高くもらうんですよ。例えば、玖珠で1番の大型店は2千平米で、平米100円。これは今でもいただいておりますけれども、年間会費20万円。地場は最高で5万円ぐらい。大店法があった場合は必ずテーブルに着いていろんな審議をしますから、そういうことがずっとできておったんですけれども、大店法がなくなってから非常にこういう問題が出てきたわけです。

だから、さっき課長が言われたように、行政と一緒にね、これは商工会は当然会費もらうんで、必ず入ってくださいと言いますよ。だけど、一時期は本社の答えがないとってかなり逃げられた時期もあります。今でもあります。だから、やっぱりそういうことは行政と一緒に、ぜひ地域に協力してくれというようなことで、振興局でもいいですから、商工団体と一緒にね行ってもらう。これをぜひ実行してください。

例えば、そういうものがぴしっと通ると、この前の商品券ですね、大型店は使いませんよと、恐らく相当の大型店をはじいた市町村があるんじゃないかと思うんですよ。大型は一部しか使いませんよと。そういうものの調査はしておりますかね、この前の20%のプレミアム商品券、大型店は使えませんよとした商工会、商工会議所がどのくらいあるか。また一部使えるというのもあったはずですよ。そういうのを調査をしておるかどうかな。

それからDCですね。これは我々、期待というかな、1つの考え方として、JRを利用して全国を動くということが大前提であったというふうに思うんですけれども、この辺の数字、さっきの数字には、当然乗用車とか、あるいはいろんな別の交通機関を利用する人もたくさんあると思います。この資料の中で欠けておるのは、JRを使って大分県内の駅の乗降がこれだけふえた。例えば、大分駅でも、豊後森駅、あるいは由布院駅でもいいですよ。その数字も出さないと、JRが協力してやったというものが見えてこないですね。この調査の数字はどこからのデータをとるのかわからんけれども、JRを本当に利用して観光客が来た、JRの乗降もこれだけふえた、それもあわせてやっていただきたいなというふうに思うんですけれども、そういう調査はしておりますかね。

その2つをちょっと。

**毛利委員長** プレミアム商品券の使用調査とJR乗降効果調査。

**倉原商工労働企画課長** まず、プレミアム商品券の地元店舗の利用促進方法ということでございます。基本的には、それぞれの発行する市町村というか、団体によって少し変わる

んですけども、例えば、半分を大型店も地元の小売店も使える、残りの半分は地元の小売店舗しか使えませんというふうな設定のところが大半でございます。

日田市、宇佐市、姫島村、九重町といったところが特に制限はかけてはいませんが、実質、地元の小売店舗のほうに流れていると。この使用状況につきましては、まだ利用期間でございますので、最終的には年度内にそういう報告ができるというふうに考えております。  
濱田副委員長 お願いします。

倉原商工労働企画課長 2つ目のデスティネーションキャンペーンの経済波及効果でございます。これは4ページのほうに載せておりますが、要はお客さんの数がどれだけふえて、それに対して、観光実態調査や観光庁のそういう統計値から大体幾らぐらいの消費単価があるというのをかけて算出しておりますので、今、委員言われた交通量的なところというのはこの数字の中では捉えていないということになります。

別の調査があるかどうかはちょっと企画のほうに確認させていただきます。

毛利委員長 それはJRに聞いたらわかるんじゃないですか。

倉原商工労働企画課長 ちょっと確認させてください。

毛利委員長 それで資料があればいただいて。

濱田副委員長 また後で出してください。

倉原商工労働企画課長 了解しました。

毛利委員長 いいですか。

濱田副委員長 いいです。

毛利委員長 ほかに。

吉岡委員 3ページのDCのDC効果の中の(3)の県民総参加のおもてなし機運の醸成で、12万人を超えるサポーターの皆さんが活躍されたようなんですけど、このおもてなしサポーターの継続、観光案内所のネットワーク化って、この皆さんをまた何らかの形でほかのおもてなしに頑張ってもらえるかどうか、今後どういうふうな形になるのかなど。

私はこの期間、どの人がおもてなしサポーターだったかちょっとわからなかったもので、具体的にどういった人たちがされたのか、ちょっと教えていただければ。

毛利委員長 おもてなしの体制と今後について。どうぞ。

倉原商工労働企画課長 これも実行委員会の中での議案からでございますが、おもてなしサポーターがおかげさまで12万人を超えたという中で、今後も例えば、まちの美化運動とか、花いっぱい運動等々に協力していただきたいというふうなことを考えています。

毛利委員長 課長、それと同時に、おもてなしというのはどういうふうな人がどういうところでおもてなしをしていただいたんだろうかという。

倉原商工労働企画課長 そういう具体的な話でございますと、会社のほうは基本的にはガイドブックを使った案内、また、先ほどの花いっぱい運動とか、プランターの設置とかそういうあたり。また大分のデスティネーションキャンペーンのオリジナルはがきを県外の知人や親族の方に送って、DC期間中に大分県へいらっしやいませんかとか、そういう働きかけを行っている部分でございます。

毛利委員長 いや、あのね、12万人を超えるおもてなしのサポーターの協力をいただいたんでしょ。その12万人の方がどういうふうなおもてなし体制でいただいたんだろうかということだと思うんですけど、違うんですか。

**吉岡委員** 要するにこういう方たちが12万人登録をして、例えばコンビニエンスストアの人が登録したらネームプレートでもしておもてなしのサポーターですとか、そういうふうに目に見える形でされたのかなど。ただお願いしますねで終わった12万人なのかなど。これから継続って書いてあるから、この方たちはおもてなしサポーターという意識を持って、いろんな方に優しく丁寧にしていかれるという、そういうものもお持ちなのかなど。

せっかくあるので、こういう方たちに認識を持ってもらおうと、またいろんな形で大分県がするときさらに力が入るのではないかなどと思っています。

**倉原商工労働企画課長** ちょっと整理して、もう1度お答えします。

おもてなしサポーターにつきましては、団体の登録として1,039件、個人の登録が703件、合計で12万5,440名の方が登録されているという状態でございます。その方たちに今回のデスティネーションキャンペーンで行ってもらったことは、まず、おんせん県おおいた観光トイレのクリーンアップ作戦の作業、県内59カ所の花いっぱい運動、また先ほどのDCオリジナルはがきを県外の皆さんに送付して大分に来てくださいよという取り組みです。先ほど申し上げましたように、登録された方々を今後もまたいろんなキャンペーンの中で一緒に協力してもらおうということのようであります。

以上です。

**吉岡委員** 1つ要望ですけど、おもてなしサポーターとして頑張ろうという機運がどんどん高まっていて、本当によく頑張っていたいただいたサポーターの人たちに対しては、いろんな機会に感謝の思いというかな、そういうのも折々に言っていたら、登録した人たちもこれからまた何かいろいろあったら頑張ろうという気持ちになれるのではないかなど思いますので、そこら辺はちょっと力を入れてもらえればと思います。

**木田委員** 県条例の関係ですけれども、課題の2つ目で取り上げられているまちづくりに対する意識の低い大規模小売店舗というところなんですけれども、どういったところを捉まえてまちづくりに対する意識が低いというふうに今回課題とされているのか。こういうところが意識が低いんじゃないかという見方の具体的なところを教えてくださいというのと、DCについては、前の資料ではたしか他県のDCでの効果とかいう資料がどこかについていたと思うんです。それと比べて大分はこうだったんだという見方ができないので、前もどこかに資料がついていたと思うんですけど、今回ついていないので、何となく評価しづらいなというところがあります。

あと、9月上旬に委員会の県外調査で、小倉駅で待ち合わせ時間がちょっとあったんですけれども、もうそのときには大分のDCのポスターはほとんどなくて、「どっちがウィッシュ？」ですかね、長崎、熊本のあっちのキャンペーンにJRさんがシフトしておったような気がいたします。あれはかなりテレビコマーシャルも組まれて、かなりうまく目を引いているんじゃないかなという感じがしますけれども、そういう状況はあったと思っております。

以上でございます。教えてください。

**武藤商業・サービス業振興課長** 意識の低さということが1つあるかと思いますが、例えば、自治体が行うイベント、祭りになかなか一緒に参加してくれないというようなお話がありました。あとは大規模ではございませんけれども、お祭りの飾りつけをするときにそういうところが参加しなかったので一体感の醸成に少し不満があるというような話で出

ております。

**倉原商工労働企画課長** 他県のDCの資料を持ち合わせておりませんので、これもまた確認して、資料として提出させていただきます。

**毛利委員長** あれば出してください。木田委員、いいですか。

**木田委員** まちづくり、祭りに協力しないとか、地域の行事に参加しないというところがほぼ中心で、意識がないと。

**武藤商業・サービス業振興課長** 商工団体、そして、商店街、それぞれの組合に入るということは、負担金、賦課金が出てまいります。それぞれの団体についてはそういう賦課金、負担金でいろんな事業ができるということで、やっぱり資金としても大規模店とか、未加入のところが入ってくれば、より充実した事業ができるというふうにそれぞれの団体が考えているところであります。

**木田委員** わかりました。

**毛利委員長** よろしいですか。

**堤委員** DCとの関係で、表を見ると、九重が断トツトップで観光客がふえているという状況でしょう。残念ながらこれ以外のところが昨年に比べて観光客数も減っているという状況ですよね。つまり、何で伸びたかというのは企画振興部のほうとも協議しながらやっていくんだろうけれども、伸びた要因を96.8%のその他のほうに今後いかに波及をさせていくのか。そういう立場でこういう数字をつかんでいるのかなと思うのが1つ。

それと、最後のTPPの関係なんだけれども、関税の撤廃というのは輸入も輸出も両方関係するわけだから、輸出だけがいけいけどんどんという状況じゃなくて、当然入ってくるわけよね。特に自動車なんかの場合にはアメリカが1番大きいんだけど、まだまだ関税が撤廃されていないような状況の中で、自動車関係はそんなに伸びるのかなという思いもあるし、政策大綱の中で、多分中小企業対策もいろいろと考えられていると思うんだけど、そういうのも情報発信していかないと、海外展開ができるのは本当にわずか数%ぐらいの中小企業だと思うんですよ。県内でも大手の中小企業かな、簡単に言えば。そういうふうなところだけにTPPの対策を特化するんじゃなくて、それ以外のところでどういう波及があるのか。つまりいい面と悪い面も含めて列記しておかないと、ちょっといかんのじゃないかなというふうな思いはしているんですね。

そこら辺は今後どういう対策をとっていくのか、そういうのも含めて、ちょっと2点。

**倉原商工労働企画課長** デスティネーションキャンペーンは、これからこれをどういうふうに広域展開していくかということでございますが、確かに3ページの表を見ますと結構ばらつきがあるという状態でございます。

ただ、効果の中で少し触れていますが、(2)あたりで市町村を超えた広域観光というのが今回これを契機としていろんな取り組みが生まれました。例えば、杵築と由布を結ぶとっておきの女子旅コースとかをつくったり、中津、宇佐、豊後高田、国東、臼杵まで回るようなコースとか、そういう取り組みが出てきますので、なぜその他の地区が落ちたのかという分析はまだ観光のほうから聞いてはいないんですが、当然広い範囲でそういう広域観光の推進というのはこれからもまたやっていくというふうに思っておりますし、交通事業者さんの連携促進というのもやっていくというふうに考えております。また具体的な事例がありましたら、この場でご報告はさせていただければと思っております。

次に、T P Pの関係でございます。委員言われるとおり、これは輸入と輸出の両方の面がございまして、私ども、先ほどずっと申し上げましたが、県内約50社の企業にどういう影響がありますかというお尋ねをした中では、なかなか幅広い内容の協定になっておりまして、全貌が見えるまではなかなかわからない部分があると。そういう中でも、特に自動車について言うと、輸出増による国内取引がふえるんじゃないかというのは、部品メーカー、半導体、輸出企業については、そういう取引拡大ができるんじゃないかと。そのことによって国内での出荷増、受注はふえるという期待をかなり持たれております。

それと、先ほどちょっと申しましたように、地域産品の輸出拡大というのはかなりあるんですけど、逆に国内産の材料を使うことでブランド化を図っていくという企業についてもこれからどうなるんだろうか、原材料の確保という点でどうなのかという、逆の不安という部分も一部聞かれたりもしております。その企業の取り組みに対して、一般論じゃなかなか答えが出ない部分もかなり多いと思いますので、私どもとしては、それぞれの企業の取り組みを個別に応援するような形になろうかなというふうに考えております。

以上でございます。

**堤委員** 会社名はあれだろうけれども、資料、50社の状況、どういう発言があったかというのをまたお願いします。

**倉原商工労働企画課長** また、まとめてお届けします。

**毛利委員長** お願いします。ほかにいいですか。

**羽野委員** 3ページの観光施設、1番下に屋内、屋外とありますが、屋内施設の名称を幾つか教えていただきたいんですが。

**倉原商工労働企画課長** 済みません、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまた。

**毛利委員長** じゃ、資料を届けてください。

**羽野委員** それと、その上の宿泊数なんですけど、前年対比ということで、これ過去5年間と平成27年を対比ということでよろしいですね。

**倉原商工労働企画課長** 4ページのほうは過去5カ年平均との対比でございます。3ページは直近26年との対比です。

**毛利委員長** いいですか。

**羽野委員** はい。

**毛利委員長** 先ほどから資料のお願いがありましたので、きっちり整理して、全員にまた配付して、必要であれば説明をよろしくお願いします。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

なお、政策条例の効果の検証についてに係る委員会の意見については、執行部等の退席後に行いたいと思います。ご了承ください。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** ちょっと1点だけ私から聞かせていただきたい。

ドローンの法整備が今整ってきました。それで、ドローンの開発や活用について、商工

労働部としてはどのように捉えているのか。産業技術センターが民間とも提携しています。というのは、既に警備会社のセコムがドローンを使って、これから警備を行うという方針を定めていますから、県内でも企業が使用すると同時に、都道府県では警察もこれを全国で使っております。プラス、橋梁の確認だとか、生活環境にかかわる防災。人が流されたらドローンから浮き袋を流して、そこにICチップを入れてセンサーをつけてそれを追跡するとか、国土交通省が既に研究で取り組んでいますから、この点何か、現在、県がわかることがあれば。

**工藤工業振興課長** 特にまとまって何か研究会、ドローン研究会をつくるとか、そういった動きまでは残念ながらございませんけれども、幸い大分県には*c i D r o n e*という会社とか、ドローン技術をベースとした他のサービス、今、委員長がおっしゃられたような動きがございます。そういったところはある意味、非常に大分県の強みの部分にもなるかと思っておりますので、その技術は生かした上で他産業、例えば、土木建築関係とか、あるいは防災の関係とか、広くそういったいろんな産業のベースになる技術だと思っておりますので、多角的な観点からの活用を考えていきたいと思っております。

**毛利委員長** 今言われたように、民間もかなり研究しておりますから、ある意味では大分県が先進になって全国に広げていけるんじゃないかと思っておりますので、進捗があったら教えていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

**堤委員** 1個だけ。大塚室長、今日の新聞に、経産省の信用保証制度の見直しが発表されたね。あれでは創業はいいんだけど、安定企業は若干保証割合を下げるというふうな記事が出ちゃった。そういう方向性というのは、県には国から具体的に何か今出てきているのかな。

**大塚経営金融支援室長** おっしゃるとおり、経済産業省の中で、中小企業政策審議会のワーキンググループで議論が今されている途中で、その中での資料みたいなやつ情報は少しずつ私どものほうにも入ってきております。まだまだ途中ということです。

**堤委員** 方向性が決まったら、その資料をまたください。お願いします。

**毛利委員長** よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** ほかにないようでありますので、これをもちまして、商工労働部関係を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

委員の方はお残りください。

〔商工労働部退室〕

**毛利委員長** まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査をいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

次に、政策条例の効果の検証についてに係る委員会の意見について、ご協議いただきました。

いと思います。

先ほど来、いろんな意見を出していただきましたので、これを報告したいと思いますが、文章の表現など詳細については委員長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

次に、県内所管事務調査についてご協議をお願いしたいと思います。

去る9月7日の委員会で今後の委員会活動についてお諮りし、内容について委員長に一任をいただきました。

具体的には、県内所管事務調査を実施することにいたしたいと思います。

内容等について、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

**毛利委員長** この案で実施したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** それでは、この内容及び日程で実施することにいたしたいと思います。

この際、何かありませんか。

**阿部委員** きょうも説明を受けたんですけどね、所管事務調査の流れの中でね、来年のことだから、それをやる時間もないかわかりませんが、この委員会でやっぱり申し送りはおいたほうがいいと思うんです。

きょうのまちづくり条例なんか、本当にそういうふうな数字の流れの中で施行されているのかどうか。ここはやはり我々がその場所に行って、見て聞いたりせんと。例えばDCの数字でも、みんな本当に不満がたまるような説明で終わっちゃっているのね。全然つかんでいないんですよ。観光・地域局はつかんでいるかわからんけど、これは企画振興部なんですよね。こっちのほうはつかんでいないのにああいう説明を、報告をするわけですよ。だから、濱田副委員長が聞いたように、JRがDCの中心になってやっているわけですよ。JRが母体でもってこれだけのものがふえているのか、そうじゃないのかね。どこに行ったらわかるのかというのは、ちょっとそれを探するのは難しいと思うんですが、本当の実態を知っていかないと、例えば、12万人のおもてなしというんだったら我々がピックアップしてね。向こうがするんじゃないのばっかししてきますよ。こちらサイドでね、こちらサイド、議会事務局は議員のサイドですから。こう言うても執行部に聞くかわからんけど。

あなたは登録されていますけど、本当にこういうおもてなし、こういうメニューができるんですかぐらいはやっぱり聞かないと。12万人もいたと知ってる、12万人、誰がどうかというのは知らない人がほとんどだよ。

イベントがこうありましたよって、数千円までの数字が効果で出ていますけど、こんな小さな数字までの経済波及効果なんていうのはわかりっこないですよ。この前終わったばっかしでしょう。この前といたって9月までかな。終わったばっかしなんだけど、もうこんな数字が出てきたら、この数字で納得してしまってもう終わりになっちゃいますよ。

だから、そういうようなことも県内所管事務調査で、ほとんど執行部の言うとおりのところだけで行ったらよう見えんなど。こういう数字を見せつけられるとね。いよいよ私は

本当にこんなに大きな何百億円なんていう効果があったなんて全然思えない。

毛利委員長 今回の意見もまさに検証に対するご意見ですから、このことも整理してつけ加えて報告したいと思いますので、きちっと。いいですか。

阿部委員 今回できなければ、そういう申し送りも政策検証に……。

毛利委員長 引き続きそれを検証するようにしたいと思います。

阿部委員 よろしくお願いします。

毛利委員長 ほかによろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

毛利委員長 これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。